

平成30年11月吉日

岐阜市本荘中ノ町 1-1

税理士法人 NEXT

代表社員税理士 一川 明弘

## 年末調整業務における 個人番号（マイナンバー）の取扱いについて

秋冷の候、貴社ますますご盛栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。さて、平成28年1月にマイナンバー制度が施行され、3度目の年末調整がやってきました。施行当初から年末調整業務における個人番号（マイナンバー）の取扱いが変更されておりますので、現在の状況についてご案内いたします。

### 原則

扶養控除等申告書は平成28年1月以後に提出を受けるものについて、従業員本人、控除対象配偶者、控除対象扶養親族等のマイナンバー（個人番号）を記載してもらう必要があります。（国税庁 HP より）

- **原則、扶養控除申告書には個人番号（マイナンバー）の記載が必要となります。**

しかし、安全管理措置への対応の負担軽減を図るため、特例により個人番号（マイナンバー）の記載が省略できるようになっています。特例は、平成29年9月現在2つあります。

### 特例

給与支払者と従業員との間での合意に基づき、従業員が扶養控除等申告書の余白に「マイナンバー（個人番号）」については給与支払者に提供済みのマイナンバー（個人番号）と相違ない旨を記載した上で、給与支払者において、既に提供を受けている従業員等のマイナンバー（個人番号）を確認し、確認した旨を扶養控除等申告書に表示するのであれば、扶養控除等申告書の提出時に従業員等のマイナンバー（個人番号）を記載しなくても差し支えありません。なお、給与支払者において保有しているマイナンバー（個人番号）とマイナンバー（個人番号）の記載が省略された者に係る扶養控除等申告書については、適切かつ容易に紐付けられるよう管理しておく必要があります。...（中略）...「給与支払者に提供済みのマイナンバー（個人番号）と相違ない」旨が記載された扶養控除等申告書について、税務署長から提出を求められた場合には、給与支払者は扶養控除等申告書に従業員等のマイナンバー（個人番号）を付記して提出する必要があります。（国税庁 HP より）

- **扶養控除申告書に「給与支払者に提供済の個人番号と相違ない」等の記載があれば、個人番号（マイナンバー）の記載を省略することが可能です。**

### 【記載例】

○住民税に関する事項				
(住民税に 関する事項 16歳未満の 扶養親族 (平14.1.2以後生)	(フリガナ) 氏 名	個 人 番 号	あな 統	
	1		.....	
	2		.....	
	3		.....	

◎ 「16歳未満の扶養親族」欄は、地方税法第45条の3の2第1項及び第2項並びに第  
給与所得者の扶養親族申告書の記載欄を兼ねています。

03096/999

**給与支払者に提供済の個人番号と相違ない**

制度開始時・入社時などに通知カード等のコピーを収集している

平成28年分扶養控除申告書に個人番号を記載している

など、既に社員及び扶養家族の個人番号を把握している場合には、扶養控除申告書の余白に相違ない旨を記載することで平成29年分・30年分の扶養控除申告書への記載を省略できます。

相違ない旨は、社員の直筆である必要はなく、給与支払者がゴム印を押す・印字をする等がかまいません。

この特例を使用した場合でも、税務署への提示を求められた場合には、個人番号を記入する必要があります。

